三十四　バリウム鉱（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）
三十五　ハフニウム鉱（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）
三十六　レニウム鉱（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）
三十七　タリウム鉱（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）
三十八　そう鉛鉱（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）

2　機構法第十一条第五項の経済産業省令で定める金属鉱産物は、前項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第三十八号までの金属鉱物について、選鉱、製錬その他の加工をしたものとする。

第二十一条第一項中「付帯する」を「附帯する」に改め、同条に次の一項を加える。

2　機構は、機構法第十二条第三号に掲げる業務に係る勘定の経理については、機構法第十一条第一項第一号に掲げる業務（金属鉱物に係る権利譲受け資金に係るものに限り、これに附帯する業務を含む。）に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

第二十五条第一項中「以下この条」を「次条」に改め、「機構法第十七条第一項の政府が示した金額を超えることとならない限度で」を削り、同条第二項を削る。

第二十六条を第二十七条とし、第二十五条の次に次の一条を加える。

（機構法第十八条の経済産業省令で定めるところにより算定した金額）

第二十六条　機構法第十八条の経済産業省令で定めるところにより算定した金額は、前事業年度（前事業年度の終了後、通則法第三十八条第一項の規定による承認を受けるまでの間は、前々事業年度。以下この条において同じ。）における前条の規定による損益計算により増加又は減少した信用基金に、機構法第五条第二項の規定により同法第十七条第一項の信用基金に充てるべきものとして前事業年度の終了後に出資された金額を加え、同法第十一条第一項第三号の規定による保証に係る債務の履行として前事業年度の終了後に支払った金額を減じた額とする。

2　機構は、機構法第十一条第一項第三号の規定による保証に係る債務の現在額が前項の規定による金額に独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）第十二条に定める数を乗じた額を超えることとなる場合には、新たに同号の規定による保証をしてはならない。ただし、特別の理由により経済産業大臣が承認したときは、この限りでない。

附　則

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第三百三十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成二年法務省告示第百四十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月二十三日

法務大臣　千葉　景子

別表第一の東北外国語専門学校の項中「東北外国語専門学校」を「東北外語観光専門学校」に改め、同表の国際自動車・ビューティ専門学校の項及び東京ベイサイド日本語学校の項を削り、同表の中央国際文化学院の項の次に次のように加える。

幕張日本語学校	千葉県
明友日本語学院	千葉県

別表第一のヨハン日本語学校の項中「ヨハン日本語学校」を「ヨハン早稲田外国語学校」に改め、同表の愛聖教育学院の項及び豊島日本語学院の項を削り、同表の和円教育学院の項の次に次のように加える。

新宿平和日本語学校	東京都
東京ベイサイド日本語学校	東京都

別表第一の丸の内ビジネス専門学校日本語科の項中「丸の内ビジネス専門学校日本語科」を「丸の内ビジネス専門学校」に改め、同表のトライデント外国語専門学校の項中「トライデント外国語専門学校」を「トライデント外国語・ホテル専門学校」に改め、同表のＩＣＣ学園の項中「ＩＣＣ学園」を「華聯学院京都校」に改め、同表の学校法人文際学園大阪外語専門学校日本語科の項を削り、同表のＪＣＯＭ国際教育学院の項中「ＪＣＯＭ国際教育学院」を「Ｊ国際学院」に改め、同表の大阪外語学院の項の次に次のように加える。

中央工学校ＯＳＡＫＡ日本語科	大阪府

別表第一の広島ＹＭＣＡ国際ビジネス専門学校の項中「広島ＹＭＣＡ国際ビジネス専門学校」を「広島ＹＭＣＡ専門学校」に改め、同表の専門学校さくら国際言語学院の項の次に次のように加える。

専門学校さくら国際言語教育学院	山口県

別表第一の昴学園総合専門学校日本語学科の項中「昴学園総合専門学校日本語学科」を「専門学校昴学園自動車大学校」に改め、同表の九州日本語学校の項の次に次のように加える。

神村学園専修学校	鹿児島県

別表第四の好学院国際学校の項の次に次のように加える。

国際自動車・ビューティ専門学校	栃木県

別表第四の国際日本語研修センターの項の次に次のように加える。

愛聖教育学院	東京都
豊島日本語学院	東京都

別表第四の大阪国際学院日本橋校の項の次に次のように加える。

学校法人文際学園大阪外語専門学校日本語科	大阪府

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第十号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。